

保発 0527 第 4 号
令和 2 年 5 月 27 日

都 道 府 県 知 事
国民健康保険中央会長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、今般、別紙のとおり「令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱」を定め、本日から適用することとしたので、各都道府県国民健康保険団体連合会においては、適切に対応いただくようお願いする。

各都道府県及び国民健康保険中央会においても、国民健康保険団体連合会における事務が円滑に実施されるよう、御協力賜りたい。